

# 性犯罪と裁判員制度 2

## ～3年目の見直しに向けて～

この5月で導入から3年を経過する裁判員制度。昨年12月には法務省の「裁判員制度に関する検討会」で被害者団体へのヒアリングも行われ、制度の見直しも検討されています。性犯罪を対象から外す方かどうか、裁判員のジェンダーバイアス、事前レクチャーは可能かなど、裁判員制度固有の課題もあります。一方で、事実認定における強姦神話や法廷での二次被害など、一般の裁判にも共通する問題もあります。

性暴力を許さない女の会では、制度が開始されて半年後の2009年11月に「性犯罪と裁判員制度」をテーマに公開講座を行いました。今回はその第二弾として、弁護士の段林和江さんをお招きして、被害者の立場から一緒に考えたいと思います。



- 日時 2012年5月22日(火)  
18時30分～21時
- 場所 ドーンセンター・中会議室  
(大阪府男女共同参画・青少年センター)
- 発表者 性暴力を許さない女の会スタッフ
- コメンテーター 段林和江さん  
(弁護士)
- 会費 1000円

\*維持会員の方は無料です。

今回から参加費が変わりました。  
あしからずご了承下さい。

参加は  
女性のみ

お問い合わせ

性暴力を許さない女の会

大阪市東淀川郵便局私書箱15号

TEL 06-6322-2313 (毎週火曜日 夜7～9時のみ)